

公益財団法人全国商業高等学校協会 主催

簿記実務検定試験規則

(昭和 37 年 5 月, 49 年 5 月, 50 年 5 月, 52 年 5 月, 平成元年 5 月, 11 年 5 月, 13 年 1 月, 14 年 5 月, 26 年 2 月, 27 年 2 月, 令和 5 年 11 月, 6 年 2 月改定, 令和 6 年 4 月施行)

- 第 1 条 公益財団法人全国商業高等学校協会は、簿記実務の能力を検定する。
- 第 2 条 検定は筆記試験によって行う。
- 第 3 条 検定は第 1 級、第 2 級および第 3 級の 3 種とする。
- 第 4 条 検定試験は全国一斉に同一問題で実施する。
- 第 5 条 検定試験は年 2 回実施する。
- 第 6 条 検定の各級は次のように定める。
- 第 1 級
会計（商業簿記を含む）・原価計算
- 第 2 級
商業簿記
- 第 3 級
商業簿記
- 第 7 条 検定に合格するためには各級とも 70 点以上の成績を得なければならない。ただし、第 1 級にあっては、各部門とも 70 点以上であることを要する。
- 第 8 条 検定に合格した者には合格証書を授与する。
- 第 1 級にあっては、会計・原価計算のうち 1 部門が 70 点以上の成績を得たときは、その部門の合格証書を授与する。
- 前項の部門合格証書を有する者が、取得してから 4 回以内の検定において、第 1 級に不足の部門について 70 点以上の成績を得たときは、第 1 級合格と認め、合格証書を授与する。
- 第 9 条 前条による合格証書は、次の様式とする。

様 式

| |
|------------------|
| 第 号 |
| 合格証書 |
| 第 級 |
| 氏名 |
| 年 月 日生 |
| 本協会主催文部科学省後援第 回 |
| 簿記実務検定試験において頭書の |
| 級に合格したことを証します |
| 年 月 日 |
| 公益財団法人全国商業高等学校協会 |
| 理事長 氏 名 ㊟ |

様 式

| |
|------------------|
| 第 号 |
| 合格証書 |
| 第 1 級 |
| 部門 氏名 |
| 年 月 日生 |
| 本協会主催文部科学省後援第 回 |
| 簿記実務検定試験において頭書の |
| 部門に合格したことを証します |
| 年 月 日 |
| 公益財団法人全国商業高等学校協会 |
| 理事長 氏 名 ㊟ |

- 第 10 条 検定試験受験志願者は、所定の申込手続きを行い、受験料を本協会に納めなければならない。
- 第 11 条 試験委員は高等学校その他の関係職員がこれに当たる。

簿記実務検定試験施行細則

- 第1条 受験票は本協会で作成する。受験票は試験当日持参しなければならない。
- 第2条 試験規則第5条による試験日は、毎年1月・6月の第4日曜日とする。
- 第3条 検定の第1級の各部門および第2・3級の配点は各100点満点とし、制限時間は各1時間30分とする。
第1級にあつては、会計・原価計算のうち、いずれか一方の部門を受験することができる。
- 第4条 試験問題の範囲および答案の記入については別に定めるところによる。
- 第5条 受験料は次のように定める。(消費税を含む)
- | | | |
|-----|--------|--------|
| 第1級 | 1部門につき | 1,300円 |
| 第2級 | | 1,300円 |
| 第3級 | | 1,300円 |
- 第6条 試験会場では試験委員の指示に従わなければならない。
- 第7条 合格発表は試験施行後1か月以内に行う。その日時は試験当日までに発表する。

※答案の記入について（昭和26.6.制定）

- 1 答案はインクまたは鉛筆を用いて記載すること。消しゴムを用いてさしつかえない。
- 2 朱記すべきところは赤インクまたは赤鉛筆を用いること。ただし線は黒でもよい。